

令和2年度 第2回豊田市都市計画審議会 会議録

開催日時：令和2年11月25日（水） 午前9時30分～午前10時45分

開催場所：豊田市役所 南51会議室（南庁舎5階）

出席委員：石川 良文 野澤 英希 松本 幸正 山岡 俊一
横条 鈞 宮本 剛志 塩谷 雅樹 板垣 清志
杉浦 健史 小崎 光司 瀨瀬 靖央（中尾憲正 代理）
甲本 雅俊（仙石忠広 代理） 細川 章一 小島 めぐみ
以上 14名

事務局出席者：企画政策部 辻部長 加藤副部長
公園緑地つくる課 米田課長
都市計画課 木戸間課長

（開会時間 午前9時30分）

開 会

付議書伝達

高井副市長挨拶

会議録の公表について

- ・本日の会議録は、審議会運営規程第6条第1項に則り、公開

審議会成立条件の報告と今審議会の出席状況の報告

- ・17名の委員のうち、14名の出席
- ・審議会条例第6条第3項の規定による「2分の1以上」の出席であるため、審議会は成立

会議録署名者の指名

- ・会議録署名者 小崎光司委員、小島めぐみ委員

議案審議

第1号議案 豊田都市計画公園の変更について（中央公園）

内容説明

<計画の位置づけについて>

- ・市の中心市街地から矢作川を挟んで東に位置する対象地区は、（都）豊田市停車場線と（都）寺部御立線の沿線にあり、都心からだけではなく、（都）久澄橋線及び（都）豊田則定線といった幹線道路を経由した広域からのアクセス性にも優れた地区である。
- ・本市は現在、少子高齢社会の進展、大規模自然災害リスクの高まり、ライフスタイルの多様化など社会構造の大きな転換期にあることから、第8次豊田市総合計画では、将来都市像として「つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた」と設定している。
- ・都市計画マスタープランにおける本市の土地利用構想では、「水と緑との調和を図る土地利用の推進」をしていくこととし、「自然や歴史、文化等の地域資源を生かした交流活動の促進」と「矢作川や森林等の豊かな自然環境と調和した土地利用の推進」の2つの視点で、先の将来都市像の実現を目指していくこととしており、今回の対象地区は、地域資源を生かし、観光交流の促進に必要な機能の維持・確保を図る「交流促進拠点」に位置付けられている。
- ・また、都市計画マスタープランにおける都市づくりの方針においては、本市の東部地域における整備方針について、「自然環境を生かし、交流により地域のつながりを感じられる都市づくり」を目指すこととし、公園・緑地の整備方針においては、豊田スタジアムの隣接地において、「憩いと交流の拠点」となる中央公園の整備を推進していくこととしている。
- ・緑の基本計画において、中央公園を水と緑のネットワークの軸となる「緑の骨格構造」を形成する重要な拠点として位置付けている。
- ・中央公園は、鞍ヶ池から豊田市駅周辺の都心を経て、西部緑地に至る東西の緑の軸である「緑の環境都市軸」と都心にうるおいとやすらぎを与える重要な緑の環状である「緑の内環」、都市環境の維持、景観形成、親水機能等の重要な役割を持つ河川で構成される「河川環境軸」、これら3つの軸が交わる位置に配置している。

<中央公園の必要性について>

- ・現在、本市は魅力あるまちづくりを実現するため、豊田市駅周辺の都心において、平成28年3月に策定した都心環境計画に基づく都市基盤の再整備や道路等の公共空間を活用した賑わい創出の取組等を行っている。
- ・都心東側の矢作緑地においては、矢作川の水辺空間の利活用や豊田スタジアムにおける質の高いスポーツ・レクリエーション活動の場としての活用が進められている。
- ・これら取組の更なる加速を図り、今以上のにぎわいや本市の魅力を発信していくことが、「都市の活力が将来に渡り持続する」「選ばれるまち」になることにつながり、その実現には都心、矢作川との一体的な利用を図ることができる新たな公園が必要となる。

<整備計画の検討について>

- ・公園計画の立案にあたり、市民の皆様のニーズを把握した上で計画を進めていくために、市民ヒアリング、ダイアログ、ワークショップや有識者からの意見聴取などを実施し、公園の機能や必要な規模について検討した。
- ・このヒアリングにより、「森、川つながり」「自然とのふれあい」「多目的なスポーツ利用」「若者や家族が楽しめる場所」「多世代の遊び利用」「イベント開催の機会」という公園づかいに関する市民志向を得た。
- ・計画地周辺は、昭和 26 年頃は農地として土地利用がされており、昭和後期から平成にかけ、徐々に宅地化が進んできた。また、区域の北側では寺部土地区画整理事業が進められており、現在、区域の東側と北側では主に宅地として土地利用が図られている。
- ・今回の計画区域は、これまで幾度も浸水した区域であり、平成 11 年 6 月 29 日の 6.29 豪雨災害時には計画区域一帯が浸水しており、平成 12 年 9 月 11 日の東海豪雨時には区域の南側が浸水した。
- ・このとおり、豪雨時にこの区域は浸水する地域であり、流域を守るため、湛水機能を確保していくべき区域であることから、この浸水区域を前提として、今回の公園区域の検討を行った。
- ・現在、国土交通省を中心に全国的な水害に関する対策「流域治水プロジェクト」の検討が進められている。
- ・全国で 109 ある一級水系において、これまでの河川・下水道管理者等が主体となっていくる行なう氾濫対策に加えて、河川の流域全体で水害を軽減させる「流域治水への転換」が進められており、矢作川についても流域治水プロジェクトの一つに位置付けられている。
- ・流域治水プロジェクトとは、昨今の激甚化する水害リスクに対応すべく流域のあらゆる関係者が治水対策に取り組む社会を構築するもので、対策の例として「河川堤防の強化」や「遊水地の整備」、ソフト対策として「浸水区域における土地利用規制・移転促進」「避難体制の強化」等により、流域として総合的に水害対策を図っていくこととしている。
- ・今回の中央公園に関しても、これまでの浸水実績を踏まえ湛水機能を確保する計画について検討した。
- ・また、先の市民ヒアリングの結果を踏まえ、当公園のゾーニングに関するテーマを 5 つ設定した。
- ・図①番の緑色のエリアを「緑・川・自然・森林に囲まれた癒しの空間づくり」、②番の紫色のエリアを「スポーツ・文化を向上させる空間づくり」、③番の赤色のエリアを「家族で楽しむ・若い力を育てる空間づくり」、④番の水色のエリアを「多世代・多国籍・他地域のつながりをつくる空間づくり」、⑤番の黄色のエリアを「生きがいづくり・市民が育てる空間づくり」としている。
- ・このゾーニングに基づき、公園の設えや機能に関する整備計画案を作成した。

<都市計画（案）について>

- ・公園の変更について、「総合公園」として「中央公園 面積約 23.5ha」を豊田都市計

画公園に追加するものである。

- ・計画区域周辺では、豊田市駅から東に伸びる（都）豊田市停車場線と南北の（都）寺部御立線、矢作川及び豊田スタジアム周辺の矢作緑地が都市計画決定されている。

<都市計画決定手続きについて>

- ・今回の都市計画決定に係る主な関係機関は、愛知県、愛知県土地対策会議、農業委員会、豊田土地改良区、矢作川漁業協同組合であり、関係機関協議については完了しているが、矢作川漁業協同組合から「市が過去に掲げていた 50ha の新中央公園基本構想について」と「農地減少に伴う農業用水の取扱いについて」の意見をいただいている。
- ・一点目の「50ha 構想」に関して、平成 5 年に新中央公園基本構想を策定し、平成 13 年にはその内の「豊田スタジアム周辺 約 17ha」について整備を行った。
- ・公園構想に関しては、これまでも継続して検討を行ってきたが、少子高齢社会の進展や税制改正に伴う財政運営への影響といった外部環境の変化に伴い、平成 31 年に「必要な規模や区域の見直し」を行い、今回の計画区域約 23.5ha、豊田スタジアム周辺と合わせると約 40.5ha で事業を進めていくことに決定した。
- ・二点目の「不要となる農業用水に係る矢作川の水収支の整理について」は、矢作川から引いた水は一旦溜池に溜められ各水田や畑地へ配られることになり、計画区域における実際の農業用水の運用はこの溜池の貯水状況を見て農業生産に必要な水量だけ取水されることとなる。また、耕作するものによって必要な水量は変わるものであり、一概に「農地減少によりどれだけの農業用水が不要となる」と示すことは難しい旨の回答をしている。
- ・令和元年 11 月 22 日と 23 日に地元住民の方へ説明会を開催し、計画内容について説明した。説明会への参加者数は 114 名であった。
- ・都市計画の案の縦覧を令和 2 年 6 月 8 日から 6 月 22 日まで豊田市 都市計画課にて行い、縦覧者は 5 名、意見書の提出はなかった。また、ホームページへのアクセス件数は 127 件であった。
- ・今後のスケジュールについては、本日の審議会の議を経た後、愛知県への協議を行い、令和 2 年 12 月頃の都市計画決定告示を予定している。

以上

質疑応答

○横条委員

- ・農業委員会の会合において、本計画について以下のとおり意見等が出たので紹介させていただく。
 - ①計画内容が十分周知されており、公園として有効活用するという点について、周辺農家から反対意見はないと聞いている。
 - ②公園計画に位置付けられた農地は、農業投資をすることがなくなることから、可能な

限り速やかに事業を進めてもらいたい。

○事務局

- ・今回、このような計画を立案できたのは、農業サイドの皆様のご理解があったことだと認識しており、感謝申し上げます。
- ・公園整備にあたっては、区域内に既存の農業用施設が残存しないよう調整させていただいており、市内全体の農業振興には大きな影響は出ないと判断いただいている。
- ・また、令和元年に区域内地権者の意向調査を実施したところ、約 82%の地権者が高齢等の理由により営農を継続することが困難だという回答をいただいております、それらを踏まえ、今回の区域を定めた。
- ・事業時期については、計画区域が約 23.5ha と広大であり、短期間での事業実施は非常に難しく、おそらく 10 年単位の長期的な計画となるため、事業実施までの間、いかに効率的に営農できる状態を保てるかということを協議させていただきながら、公園整備について検討していきたいと考えている。

○横糸委員

- ・今回の計画区域に湛水機能を持たせるとのことだが、隣接する豊田北高校の地盤高は、計画区域と比較してどうか。

○事務局

- ・現在の湛水地域と豊田北高校では、豊田北高校の方が 2m程度高い位置に立地している。また、西側の工業地も湛水地域より 1m程度高くなっている。
- ・元々の 50ha 構想では、豊田北高校や工業地も計画区域に入っていたが、公園に必要な機能や規模等を検討した結果、それらの土地を計画から除外することとなったという経緯もあり、現時点では今回の区域が妥当だと考えている。
- ・また、高校や工場等は居住施設ではないことから、災害時には避難いただくことで対応が可能だと考えている。

○松本会長

- ・広大な計画であるため、事業が 10 年単位となってしまうことは仕方がないが、中途半端な農地を残すことは望ましくないため、農業側との兼ね合いを十分考慮しながら工程を作っていくてもらいたい。

○野澤委員

- ・5つのゾーニングがされていたが、ゾーン間が道路で分断されている箇所がある。動線についてはどのように考えるか。
- ・また、寺部小学校や寺部こども園等の周辺の公共施設との連携についてはどのように考えているか。

○事務局

- ・頻りに道路を横断するような動線は望ましくないため、ゾーン毎に用途を一定程度分類することが必要となると考えている。
- ・また、道路を横断し、各ゾーンを往来する利用者の増加が想定される場合には、立体横

断施設の整備や横断歩道の設置等の対策が必要となってくると考えられるが、それらの対策については、公園整備の詳細な設計を行う段階で検討していくこととなる。

- ・周辺の公共施設との往来に向けた整備については、現時点では検討していない。しかし、小学校やこども園等の学習の場や様々な人との触れ合いの場として、非常に有効に活用できると考えられるため、貴重な意見として伺う。

○野澤委員

- ・参考図の中で③番のゾーンに建物が描かれているが、この建物は、災害時の避難所等として想定しているのか。

○事務局

- ・この図はあくまでイメージであり、実際にこの場所に建物を建築すると決定しているわけではないが、現時点では、カフェや直売所等の市民が中心に利用できるものを想定している。
- ・しかし、建物が描かれている場所周辺は、地盤高が一番低い土地であるため、避難所としては想定しておらず、浸水する可能性があるという前提での建築となると思われる。
- ・なお、周辺の避難所としては、区域北側の寺部小学校が位置付けられている。

○松本会長

- ・当該地は湛水地域であるため、区域内に避難所を設けるのではなく、寺部小学校等周辺の避難所への迅速な避難を誘導することが必要となってくる。

○小島委員

- ・参考図を見ると、区域内に多くの木が茂っていることが分かるが、これらの樹木の管理は誰が行うのか。
- ・また、浸水が起きた際、これらの樹木が流木となって復旧の支障となる心配はないか。

○事務局（公園緑地つくる課）

- ・市民との意見交換の中で、豊田市の特徴である山林と触れ合えるような空間づくりが必要だという意見をいただき、このようなイメージとしている。但し、あくまでこちらは参考図であるため、実際にこのような形になるかは現時点では決まっていない。
- ・樹木の維持管理については、通常の都市公園であれば、市の公園緑地つかう課で行うこととなるが、区域が広大で管理費が膨大となることから、公園区域内での店舗等の設置を許容し、併せて事業者が維持管理を行ってもらうような民間活力を活用するといった手法も視野に入れながら、今後検討していきたいと考えている。
- ・また、このイメージ図の樹木は、平成 12 年の東海豪雨級の雨でも浸水しない場所へ配置している。そのため、一定の浸水被害があった場合においても流木等の被害は防げるのではないかと考えている。

○石川委員

- ・区域の大半が農地だと思われるが、それらは民有地ということで良いか。
- ・また、区域内に既存の建物はいくつあるか。

○事務局

- ・区域内の大半が民有地である。
 - ・区域内には住宅が2軒ある。事業の際には移転していただくことになる。
- 松本会長
- ・2軒の住宅の住民から理解は得られているか。
- 事務局
- ・計画内容を説明させていただき、公園計画については理解いただいている。
- 石川委員
- ・参考図を見ると、⑤番のゾーンに駐車場が配置されているが、④番のゾーンには駐車場がなく、⑤番から④番への往来が多く出てくることが想定される。何か対策等は考えているか。
- 事務局
- ・現在は、⑤番の駐車場から近い箇所での横断歩道の設置等を検討している。
- 松本会長
- ・10年単位の計画ということなので、事業を実施する際には、現在と比べ交通手段が大きく変わっていることが想定される。各ゾーンに駐車場を配置するのではなく、周遊や回遊ができるような手段で移動してもらうという考え方も出てくるのではないかと。詳細な設計を行う際にはそういった視点も持ってもらいたい。
- 細川委員
- ・都市計画課と公園緑地つくる課の業務のすみ分けはどうなっているか。
- 事務局
- ・本日審議いただいている都市計画決定に関する手続きについては、都市計画課が所管しており、公園整備に関する事業については、公園緑地つくる課が所管している。
 - ・地権者との用地交渉や工事等は公園緑地つくる課が行っていくこととなるが、事業までの一定期間は、今回のように連携して手続きを進めていくこととなる。
- 細川委員
- ・豊田市駅のある西側から公園へのアクセスについては非常によく考えられているようだが、公園の東側からの自動車のアクセスについてはどのように考えているか。渋滞が多く発生してしまうのではないかと。
- 事務局
- ・矢作川を越える東西の道路については、南から（都）久澄橋線、（都）豊田市停車場線、（都）豊田則定線があるが、（都）久澄橋線、（都）豊田市停車場線はそれぞれ4車線化、2車線化が完了しており、（都）豊田則定線についても、寺部区画整理事業と併せて4車線化が現在進められている。また、南北道路である（都）寺部御立線についても、現在未整備である（都）豊田市停車場線との交差点部から北側を、公園整備と併せて整備していく予定となっている。これらの道路整備の充実により、通常の公園利用による交通負荷には、十分対応ができると考えている。
 - ・また、スタジアム等でのイベント時にはシャトルバスを運行する等、公共交通機関の積

極的な利用を促していく予定である。

○松本会長

- ・スタジアム周辺の道路は、将来的にトランジットモール化されるのではないか。

○事務局

- ・構想としてはあるが、具体的な検討の段階ではない。

○松本会長

- ・都心環境計画においてそのような構想が描かれていたため、豊田市駅から中央公園までのアクセスについては、今後公共交通機関の整備が充実していくと思われる。
- ・東や南からのアクセスについては、自動車となる可能性が高いため、渋滞対策等についても今後必要に応じて検討してもらいたい。

○横条委員

- ・今回の計画では湛水機能を持たせるということだが、豊田市駅のある矢作川右岸側の浸水を防ぐため、中央公園のある左岸側の堤防を意図的に決壊するという考えもあるのか。

○事務局

- ・人工的に堤防を決壊させるという考えはない。
- ・今回の湛水機能としては、堤防の決壊ではなく、内水氾濫が発生した場合を想定している。
- ・治水対策としては、河川整備等のハード事業だけではなく、流域全体で対策を検討していく「流域治水プロジェクト」により、様々な観点から面的に対策を講じていくことが重要だと考えており、国、県、市等が協力して、可能な限り被害を最小化できるよう取り組みを進めていきたい。

○横条委員

- ・現在、浸水対策として、矢作川下流の鵜の首橋周辺における河川整備が計画されているとのことだが、当該整備が完了した場合は、中央公園周辺における浸水被害がなくなるということか。
- ・もしそうであれば、湛水地域としてではなく、土地の高度利用化等も検討するエリアとなってくる可能性があるのか。

○事務局

- ・鵜の首橋周辺の狭窄部は、洪水確率が豊田市の中でも非常に高確率な地域であることから、現在、国が河道掘削等の整備を検討している。
- ・しかし、整備にあたっては、下流の岡崎市や西尾市への流量増加による影響を十分に考慮する必要があり、当該整備によって、上流部の浸水被害が完全に解消されるわけではない。
- ・そのため、鵜の首橋周辺のハード整備と併せて、市としては中央公園をはじめ南側の農地においても、引続き湛水機能を確保していきたいと考えている。
- ・以上から、河川整備が完了したとしても、今回の計画区域において住宅地等の土地利用へ転換するという考えはない。

- 横糸委員
 - ・南側の河川付近の農地については、守るべき農地として位置付けられるということで、南部には優良農地が広がっていることもあり、農業サイドとしてもありがたい話である。
- 松本会長
 - ・治水機能ではなく、湛水機能を持たせるということであるが、浸水被害の可能性については事前に把握しておくことが重要である。公園区域で想定される浸水深はどの程度か。
- 事務局
 - ・ハザードマップでは、最大で5m～10m程度の浸水深を想定している。
 - ・また、湛水機能としては、東海豪雨時レベルの70,000 m³程度を想定している。
- 松本会長
 - ・浸水時には、事前に利用者等へ避難をいただくことから、人命への影響が出てしまうようなおそれはないということか。
- 事務局
 - ・事前避難の誘導等により、人命への影響がないようにしていく。
- 松本会長
 - ・湛水機能を確保していくために、アスファルト等での被覆をできる限り減らし、浸透させていくことも重要である。
- 山岡委員
 - ・水災害以外の地震等による災害が発生した際に、オープンスペースとして有効活用していくという考えはあるか。
- 事務局
 - ・地震時には、非常に重要なオープンスペースとなり得ることから、当該区域を広域な避難地として定めている。
- 松本会長
 - ・避難地としての活用も有効であると考えるが、地震発生時、多くの方が避難している際に大雨が降ってきたケース等についても事前に想定し、対策を検討しておく必要がある。
- 松本会長
 - ・市全体での総合公園の配置についてはどのような方針か。
- 事務局
 - ・現在、総合公園として計画決定しているのは、豊田市駅の西側に位置する毘森公園のみである。毘森公園は、野球場、テニスコート、弓道場や散策路等として活用されている。
 - ・今回計画決定する中央公園は、都心とのつながりや湛水としての機能を有する公園であり、公園機能として毘森公園とのすみ分けができていると考える。
 - ・また、矢作川東部の市街地と西部の市街地を中央公園によってつながりを持たせることができると考えており、それにより毘森公園の更なる魅力向上にもつながることから、中央公園の位置についても妥当だと考えている。
- 松本会長

- ・周辺には高校、小学校、こども園が立地しているが、公園利用者とこども達が錯綜しないような対策は検討されているか。

○事務局

- ・小学校及びこども園は、公園よりも 5m程度高い場所に位置しており、出入り口も公園の反対側にあるため、利用者と錯綜することはないと考えている。
- ・高校は出入り口が公園側にあり、高校生と公園利用者との歩道部分での錯綜は起こり得ることが想定されるため、今後連携を図りながら交通安全対策を検討していきたいと考えている。

○松本会長

- ・施設側と連携を図りながら、可能な限り錯綜が生じないような対策を検討してもらいたい。

○松本会長

- ・第1号議案 採決→全員賛成 原案通り承認

(閉会時間 午前10時45分)